

基安化発 1227 第 1 号
令和 6 年 12 月 27 日

別紙関係事業者団体等の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の電子申請について

労働安全衛生行政の推進について日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 4 の規定により、新規化学物質を製造し、又は輸入する事業者には、有害性調査の実施とその結果の厚生労働大臣への届出が義務付けられております。先般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 79 号。以下「改正省令」という。）により、新規化学物質製造・輸入届等について、電子申請を原則とする仕組みへ見直すこととされました。

この改正省令の概要は、（別添）「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（令和 6 年 4 月 25 日付け基発 0425 第 1 号）により示しており、当該電子申請方法の詳細については、別途示すこととしておりましたが、今般、当該情報を厚生労働省ホームページに掲載いたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下会員又は傘下事業場に対し、この旨周知いただきますようお願い申し上げます。

【厚生労働省 HP】

URL :https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei06/01h_00003.html

【e-Gov 申請画面】

- ① [労働安全衛生法に基づく新規化学物質製造・輸入届](#)
- ② [労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請](#)
- ③ [②に係る変更届](#)
- ④ [新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請](#)
- ⑤ [少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認申請](#)

(別紙)

一般社団法人日本化学工業協会

一般社団法人日本化学品輸出入協会

化成品工業協会

農薬工業会

日本製薬団体連合会

日本製薬工業協